

議案第 106 号

尾張農業共済事務組合規約の変更について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 286 条第 1 項の規定により尾張農業共済事務組合規約（平成 15 年 2 月 12 日愛知県知事許可）を別紙のとおり変更することについて、同法第 290 条の規定により議会の議決を求める。

平成 25 年 11 月 28 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

（提案理由）

この案を提出するのは、尾張農業共済事務組合の解散に伴い、この規約を変更するため必要があるからである。

尾張農業共済事務組合理約の一部を改正する規約

尾張農業共済事務組合理約（平成１５年２月１２日愛知県知事許可）の一部を次のように改正する。

第１２条の次に次の１条を加える。

（解散に伴う事務の承継）

第１３条 組合の解散に伴う事務は、一宮市が承継する。

附 則

この規約は、愛知県知事の許可のあった日から施行する。

尾張農業共済事務組合同規約の一部改正新旧対照表

新	旧
(会計) 第 1 2 条 略 <u>(解散に伴う事務の承継)</u> 第 1 3 条 組合の解散に伴う事務は、一宮市が <u>承継する。</u>	(会計) 第 1 2 条 略